

食料安保を語る本音はぶいじである

5月11日付朝日新聞の一面トップに「食料増産命令 法整備を検討」との見出しを付けて「有事に輸入が止まるなど国内で食料が不足する事態に備え、農林水産省が農産物の増産を農家や民間事業者に命令できる制度をつくる方向で検討を始めた」。さらに、「強制力を伴う新法を整備する方針だ」と解説している。

ネット検索すると、「食料の安定供給に係る主要な不測の事態に対する具体的な対応手順」という農水省の指針が出ている。

江刺の稲

「江刺の稲」とは、用排水路に手刺しされ、そのまま育った稲。まったく管理されていないこの稲が、手をかけて育てた畦の内側の稲より立派な成長を見せている。「江刺の稲」の存在は、我々に何を教えるのか。土と自然の不思議から農業と経営の可能性を考えたい。

その指針を見ると、昨今の農産物あるいは資源調達不安を利用して農水省や農林関係者の予算獲得に結び付けたいという思惑が透けて見えてくる。政府が食料安保を課題とすることはあるべきことだと思わなければならない。現行の農業政策の在り方そのものが問われるべきだと思う。「強制力を伴う新法」を語る前にこれまで進められてきた農業政策による日本農業の弱体化（あるいは安楽死政策）や食料安全保障を危うくさせる様々な施策

を問うべきだと思う。一方では「みどりの食料システム戦略」を推進しつつ、他方で「食料増産命令」を語る矛盾。必要なのは、取り立てた予算の増強などでなく、また土地基盤の問題だけでなく、日本農業を背負っていく農業経営者たちがその役割を果たせる体制を整えることではないか。そのために本当の意味での産業政策が求められるし、技術的にも遺伝子組換え技術定着に向けた積極的な取り組みなど農業の生産性を飛躍的に発展させる施策をとるべきだ。

指針では、平成5（1993）年の冷害を語り、同様の不作が生じ得ることを語る。本誌の創刊は同年の5月だったのでその年の冷害のことは強く印象に残っている。農水省の統計によれば、同年産米のコメ作況指数は74（著しい不良）であり、その年の収穫量は783万tで、前年産を274万tも下回った。僕もその年の東北や北海道の各地で青立ちする稲の姿を見た。

本誌の創刊3号目では93年の9月25日に取材した青森県木造町の小田川太さんを紹介している。青

森県の作況は30を切ると言われた中で小田川さんの稲と隣の水田の青立ちした姿が記事の中の写真に写っている。その年に小田川さんだけでなく、東北各地の優れた農業経営者の水田で周辺とは明らかに様子の違う稲の姿を見た。その人々に共通していたのは適正な有機物の圃場還元とプラウによる反転耕やサブソイラによる排水改善がなされていることだった。その様子を見て、本誌では94年の1月発行号において「不作の後に問い直す『田づくり・土づくり』」という特集で冷害は天災であるだけでなく、人災でもあることを反省しようという特集を掲載している。さらに、この冷害を機に栽培品種の選択やイモチ病対策のための箱処理剤の普及などにより冷害への対応は進んでいる。

ほとんど支離滅裂というべき農業政策の根本的な見直しこそ食料安全保障の基本にすべきである。そもそも、93年当時のコメ需要量は約1000万tだったが、農水省は2023年産米の主食用米の需要量は680万tだと発表しており、その消費も毎年10万t減少している。93年冷害時の783万tでも過剰になる勘定なのだ。